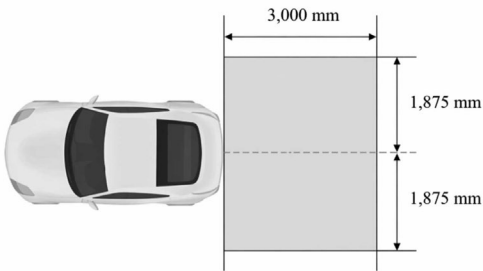


第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-90 の 2 車両後退表示投影装置 7-90 の 2-1 装備要件 後退灯を備えた自動車には、車両後退表示投影装置を備えることができる。(保安基準第 40 条の 2 第 1 項) 7-90 の 2-2 性能要件 7-90 の 2-2-1 視認等による審査 (1) 車両後退表示投影装置は、自動車が後退している旨の表示を路面に投影することにより当該自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 40 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 136 条の 2 第 1 項関係) ① 車両後退表示投影装置の灯光の色は、白色であること。 ② 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、車両中心面に平行な 1 つ以上の同一の白色の長方形によって一列に構成されるものを 1 個とし、2 個まで投影することができるものとする。 この場合において、複数の表示は互いに重ならないものとする。 ③ 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直交する鉛直面、自動車の最後端から 3,000mm 後方にある車両中心面と直交する鉛直面及び車両中心面から 1,875mm の距離にある車両中心面に平行な 2 つの鉛直面に囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。 (参考)  ④ 車両後退表示投影装置は、灯器が損傷し、またはレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。 (2) 次に掲げる車両後退表示投影装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 136 条の 2 第 2 項) ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置 7-90 の 2-2-2 書面等による審査	8-90 の 2 車両後退表示投影装置 8-90 の 2-1 装備要件 後退灯を備えた自動車には、車両後退表示投影装置を備えることができる。(保安基準第 40 条の 2 第 1 項) 8-90 の 2-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 車両後退表示投影装置は、自動車が後退している旨の表示を路面に投影することにより当該自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 40 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 214 条の 2 第 1 項関係) ① 車両後退表示投影装置の灯光の色は白色であること。 ② 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、車両中心面に平行な 1 つ以上の白色長方形によって一列に構成されるものを 1 個とし、2 個まで投影することができるものとする。 この場合において、複数の表示は互いに重ならないものとする。 ③ 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直交する鉛直面、自動車の最後端から 3,000mm 後方にある車両中心面と直交する鉛直面及び車両中心面から 1,875mm の距離にある車両中心面に平行な 2 つの鉛直面に囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。 ④ 車両後退表示投影装置は、灯器が損傷し、またはレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。 (2) 車両後退表示投影装置の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 214 条の 2 第 2 項)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(1) 車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。(保安基準第40条の2第2項関係、細目告示第136条の2第3項関係) この場合において、7-90の2-2-1(1)③に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又はUN R48-09-S2の5.36.5.に適合するものは、この基準に適合するものとする。 (2) 次に掲げる車両後退表示投影装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第136条の2第4項関係) ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置 7-90の2-3 取付要件(視認等による審査) (1) 車両後退表示投影装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第40条の2第3項関係、細目告示第136条の2第3項関係) ① 車両後退表示投影装置は、自動車の後面に取付けられていること。 ② 車両後退表示投影装置は、後退灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。 ③ 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、点滅するものでないこと。 ただし、かじ取装置の操舵角、自動車の速度又は障害物との距離の減少に応じて変化することができる。 ④ 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。 ⑤ 車両後退表示投影装置は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-90の2-2-2に掲げる性能を損なわないよう取付けられなければならない。 (2) 次に掲げる車両後退表示投影装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第136条の2第4項関係) ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能	8-90の2-3 取付要件(視認等による審査) (1) 車両後退表示投影装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第40条の2第3項関係、細目告示第214条の2第3項関係) ① 車両後退表示投影装置は、自動車の後面に取付けられていること。 ② 車両後退表示投影装置は、後退灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。 ③ 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、点滅するものでないこと。 ただし、かじ取装置の操舵角、自動車の速度又は障害物との距離の減少に応じて変化することができる。 ④ 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。 ⑤ 車両後退表示投影装置は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-90の2-2に掲げる性能を損なわないよう取付けられなければならない。 (2) 車両後退表示投影装置の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第214条の2第4項関係)

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
を有する車両後退表示投影装置	